

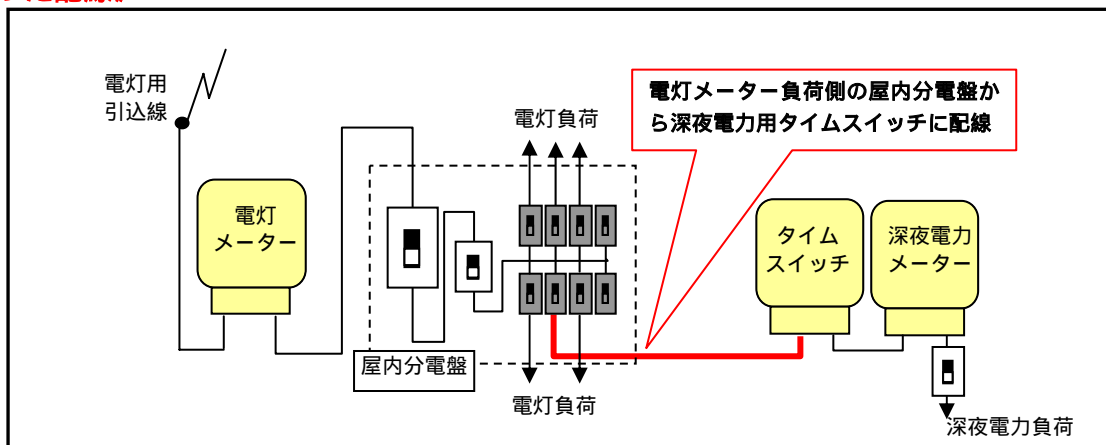
山形県内のお客さまにおける二重計量事例について

1. 発 生 場 所 山形県酒田市内
2. ご契約種別 深夜電力 B (電気温水器や蓄熱式暖房器・床暖房などの夜間機器を使用する契約で、毎日午後 1 1 時から翌朝 7 時まで 8 時間通电)
3. これまでの経緯
 - ・ 昭和 4 5 年 1 1 月頃、当該お客さまが住宅に店舗を増築する際、依頼した工事会社 (現在は廃業) が電力メーターの位置変更工事を実施し、その際に誤って配線した。(推定)
 - ・ 平成 1 9 年 6 月 1 2 日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく二重計量の可能性が否定できないお客さまを対象とした調査を実施した際、当社社員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
 - ・ 平成 2 2 年 9 月 1 5 日、二重計量の再発防止対策の一環として実施しているバックアップチェックの現地調査において、当社社員が当該お客さまの誤配線を発見した。

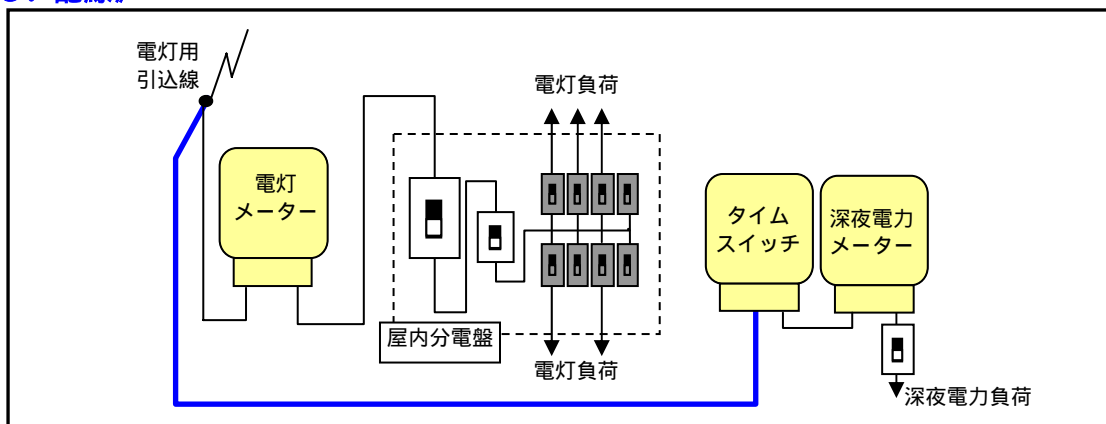
4. 誤配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは引込線から分岐して配線されるが、今回の事例では、電灯メーター負荷側にある屋内分電盤から配線されていた。

《誤った配線》



《正しい配線》



5. 当該お客さまへの対応

- ・ 誤配線を発見した当日、当該お客さまにお詫びするとともに、翌日、当社にて改修工事を実施した。
- ・ 平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行った。